昭和四十二年二月二日から昭和四十二年三月一日まで	前納する月（令和八年七月から令和九年一月までのいずれかの月に限る。）から令和九年一月まで
昭和四十二年三月二日から昭和四十二年四月一日まで	前納する月（令和八年七月から令和九年二月までのいずれかの月に限る。）から令和九年二月まで

十七　四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第十号、第十二号又は第十四号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは、当該各号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの期間

イ　（略）

ロ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和八年六月（第十号、第十二号又は第十四号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月）までの期間

十八　四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第十一号、第十三号又は第十五号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは、当該各号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれか又は全ての期間

イ　（略）

ロ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和九年三月（第十一号、第十三号又は第十五号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月）までの期間

十九　各月に係る保険料及び付加保険料を前納しようとする日の属する令和九年三月までの各月（法第九十二条の二に規定する方法（以下「口座振替」という。）により納付する場合に限る。）

別表第一から別表第二十四までを次のように改める。

別表第一（第二条第一項関係）〔2年間の保険料を前納する場合〕

前納する月	前納額
令和8年4月	418,510円

別表第二（第二条第一項関係）〔1年間の保険料を前納する場合〕

前納する月	前納額
令和8年4月	211,220円

別表第三（第二条第一項関係）〔6月間の保険料を前納する場合〕

前納する月	前納額
令和8年4月から令和8年10月までの月	106,650円

昭和四十一年二月二日から昭和四十一年三月一日まで	前納する月（令和七年七月から令和八年一月までのいずれかの月に限る。）から令和八年一月まで
昭和四十一年三月二日から昭和四十一年四月一日まで	前納する月（令和七年七月から令和八年二月までのいずれかの月に限る。）から令和八年二月まで

十七　四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第十号、第十二号又は第十四号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは、当該各号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの期間

イ　（略）

ロ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和七年六月（第十号、第十二号又は第十四号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月）までの期間

十八　四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第十一号、第十三号又は第十五号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは、当該各号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれか又は全ての期間

イ　（略）

ロ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和八年三月（第十一号、第十三号又は第十五号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月）までの期間

十九　各月に係る保険料及び付加保険料を前納しようとする日の属する令和八年三月までの各月（法第九十二条の二に規定する方法（以下「口座振替」という。）により納付する場合に限る。）